

## 第95号議案

### 新宮町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める 条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年12月2日

新宮町長 桐島光昭

#### 理由

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるもので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により町議会の議決を求めるものである。

新宮町条例第 号

新宮町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める  
条例

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、特に定める場合を除き、法及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和7年内閣府令第95号。以下「基準府令」という。）において使用する用語の例による。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第3条 次条に規定するもののほか、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、基準府令の定めるところによる。

(暴力団の排除)

第4条 乳児等通園支援事業者は、その社会的責任に鑑み、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び同条第6号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有してはならない。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。